

逗子市長 平井 竜一 様

逗子海岸営業協同組合
理事長 眞壁 克昌
印省略

逗子海水浴場の営業に関する本市施策への協力についての返答書（案）

日頃より、当組合の活動に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
昨年末に市長より要請頂いた、夏季海水浴場開設時における海の家営業時間の短縮要請
に関し御返答申し上げます。

記

頂いた営業時間の短縮につきましては、当組合定款1条に基づき組合員の生活を保護するため、また、夏の夕涼みに「逗子都民」の市民の皆様が帰宅後、この時間では明日の英気が養えないとの声をいただいている事から、昨年短縮した同様の営業時間、21:00 閉店で営業したく考えております。また、この間の夜間の治安維持のためにもご理解をお願い致します。

尚、昨年同様引き続き遵守する事項として

(1) 建築確認申請時の確認

ライブ等を行う店舗に関しては逗子海岸営業協同組合遊戯部会の規約に則り四方を囲み周囲に大きな音の漏れづらい構造とし、図面を建築確認申請前に市担当課に提出し確認を得ます。

(2) 複数による苦情の処理体制

苦情が理事長に集中することを避けるために音に関する苦情処理窓口を設置。遊戯部会の有志により持ち回りで苦情処理を行う。

(3) その他の配慮事項

- ・海の家の従業員に関し、来場者に威圧感を与えないように刺青・タトゥー等の露出を控えます。
- ・瓶などのガラス製の容器での提供を控えます。
- ・来場者が安心して楽しめるように自主パトロールを引き続き行います。

組合員の自助努力で苦情の数を減らしているところでございます。重ねてご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。